

## 伊丹特別支援学校進路担当

第1回の進路だよりではアンケートにご協力いただきありがとうございました。今号からアンケートに対する回答を掲載させていただきます。少しでも皆様の参考になればと思います。

Q. 成人（18歳）になるので制度、式などの変更点はどうか。

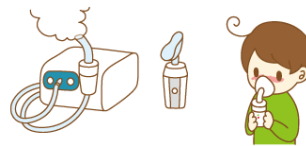
A. 日本の成年年齢は民法で定められていますが、2022年4月より20歳だった成年年齢が18歳に引き下がります。そこで変化することは全ての契約を親の同意がなくてもできることや20歳にならなければできなかったこと（ローンを組んだりパスポートを取得したりという点）が18歳になるとできるという点です。ただし、飲酒や喫煙、娯楽関係で20歳にならなければできないことは変わらず20歳からとなっています。また、契約に関しては「未成年者取消権」を行使できていたものが成人となる18歳で自分自身が契約を結んでしまうといかなる理由があれ無効にすることはできません。よってその契約に関して責任を負うことになります。



以下の表で一例を挙げています。

18歳になってできること（例）	18歳になってもできないこと・変わらないこと（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>親の同意がなくても契約できる（携帯電話購入、ローンを組むアパートを借りて一人暮らしできる）</li> <li>結婚可能年齢が男女ともに18歳～</li> <li>10年有効のパスポート取得</li> <li>国家資格を取る（司法書士等）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒や喫煙</li> <li>競馬や競輪などの娯楽関係（投票券等の購入）</li> <li>大型、中型の運転免許取得</li> <li>養子を迎える</li> <li>国民年金の納税義務</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

成人式に関しては、法での決まりはなく、各自治体の判断で実施されてきています。18歳に引き下げられたからといって18歳になる年に成人式を行うかどうかは様々な機関で検討されています。各自治体が実情に応じた対応をしていくと考えられますので、現在はまだ検討中ということになり、明確な回答ができません。



Q. 医療機器について卒業後も補助が出るか。

A. 本校の児童生徒が使用している医療的ケアの医療機器の補助は基本的に支給されます。ただし、高額医療機器などは日常生活用具に含まれず医療保険の扱いによって変わってくると思います。医療機器の助成に関しては、補装具の時と違い18歳以上になっても20歳以上になっても住民票の世帯所得によって判断されます。なお、補装具の場合ですと18歳以上になると子の収入のみ見られることになり、非課税の場合は個人負担が0円ということになります。医療機器に関しては、それぞれの機器に上限金額が設定され、その金額を超えた場合は自己負担（実費）ということになります。上限に関しても所得に応じて設定金額が異なってくるため、使用目的や商品名、その機器の上限金額がいくらになるのかについては市役所障害福祉課に直接問い合わせをしていただくとスムーズに話が進むと思います。

ちなみに・・・



18歳以上になると成人という扱いに変わりますが、20歳～ということで以下の表にあるような年金などは従来通りということになります。



### 【現在や今後もらえるお金について】

①特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児を療育している人が対象。ただし所得制限があり、手当に関しても等級が決まっています。また公的年金や社会福祉施設に入所されている場合は対象外となります。支給が決定した際は、年3回で1回につき4ヶ月分がまとめて支給されることとなります。 支給額（月額）1級（重度）：52,500円 2級（中度）：34,970円
②障害児福祉手当	20歳未満で常時介護を必要としている方が対象です。ただし公的年金を受けている場合や社会福祉施設に入所している場合などは対象外となります。また申請するにあたり専用の診断書が必要となります。その際は市役所の窓口でご相談ください。支給に関しては、年4回で1回につき3ヶ月分がまとめて支給されることとなります。また、所得制限もあるので注意してください。 支給額（月額）14,880円
③特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活に常時特別な介護を必要とする人が対象。ただし、社会福祉施設に入所していたり、3ヶ月以上連続で入院していたりする場合は支給対象外となります。申請するにあたり専用の診断書が必要となります。申請する際は市役所の窓口でご相談ください。
④重度心身障害児介護手当	3歳～20歳までの寝たきり状態が継続している重度障がい児を家庭で介護している非課税世帯の人を対象に手当が支給されます。ただし、介護される人が社会福祉施設に入所していたり3ヶ月以上病院で入院していたりする場合、また過去1年間において介護保険サービス及び自立支援給付サービスを利用している場合は対象外となります。 支給額 年100,000円（年1回のみ）
⑤重度心身障害者介護手当	上記の重度心身障害児介護手当と同様の内容で年齢が20歳以上65歳未満となります。年齢以外は支給額や支給対象も同じです。

※①～③に関しては国が支給するものであり、法によって決まっています。

障害者年金についてはまた今年度中の進路だよりでお伝えできればと思います。

### 【ご案内】

6月に進路説明会を実施します。今回は卒業生の保護者に来校いただき、進路をどのように決めていったのか、小学部から卒業後を見据えてどのように考え動かされたのかなど、実体験をもとに話をさせていただきます。卒業後については、「遅い、早い」はありません。ずっとお伝えしている「今からでも早くはない、今からでも遅くはない」を合言葉に、児童生徒の卒業後、あるいはその先の5年、10年後を見据えた上で生活を送っていくことが重要です。また案内を配布させていただきますので是非ご参加ください。

